

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 57(オ)875	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	所有権確認等	原審事件番号	昭和 55(ネ)419
裁判年月日	昭和 59 年 2 月 16 日	原審裁判年月日	昭和 57 年 5 月 27 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 141 号 227 頁		

判示事項	公簿上相隣接する二筆の土地の中間に第三者所有の土地が介在する場合と右二筆の土地の所有名義人間において境界確定を求めることの許否
裁判要旨	公簿上相隣接する二筆の土地の所有名義人間における境界確定を求める訴えにおいて、右両土地の中間に第三者所有の土地が介在しているときは、右訴えは、当事者適格を欠く不適法な訴えとなるものと解すべきである。

全 文	
主 文	
	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	
	上告代理人平山正和の上告理由一について 所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取捨選択、事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない。 同二について 記録にあらわれた本件訴訟の経過に徴すれば、所論の点に関する原審の判断は正当であり、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。 同三について <u>原審が適法に確定した事実関係のもとにおいては、本件境界確定の訴えが当事者適格を欠く不適法な訴えとしてこれを却下した原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。</u> よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 谷口正孝 裁判官 藤崎万里 裁判官 中村治朗 裁判官 和田誠一 裁判官 角田 禮次郎)

※参考：判例タイムズ 523 号 150 頁、判例時報 1109 号 90 頁、金融商事判例 696 号 32 頁